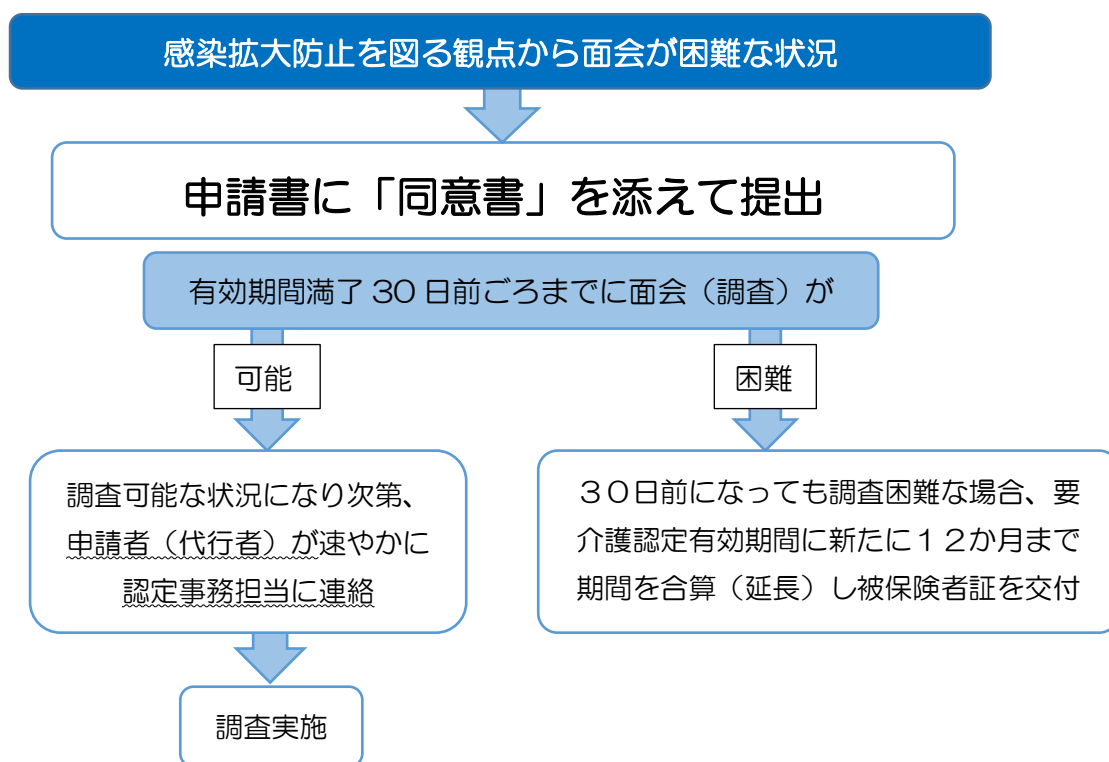


「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて」

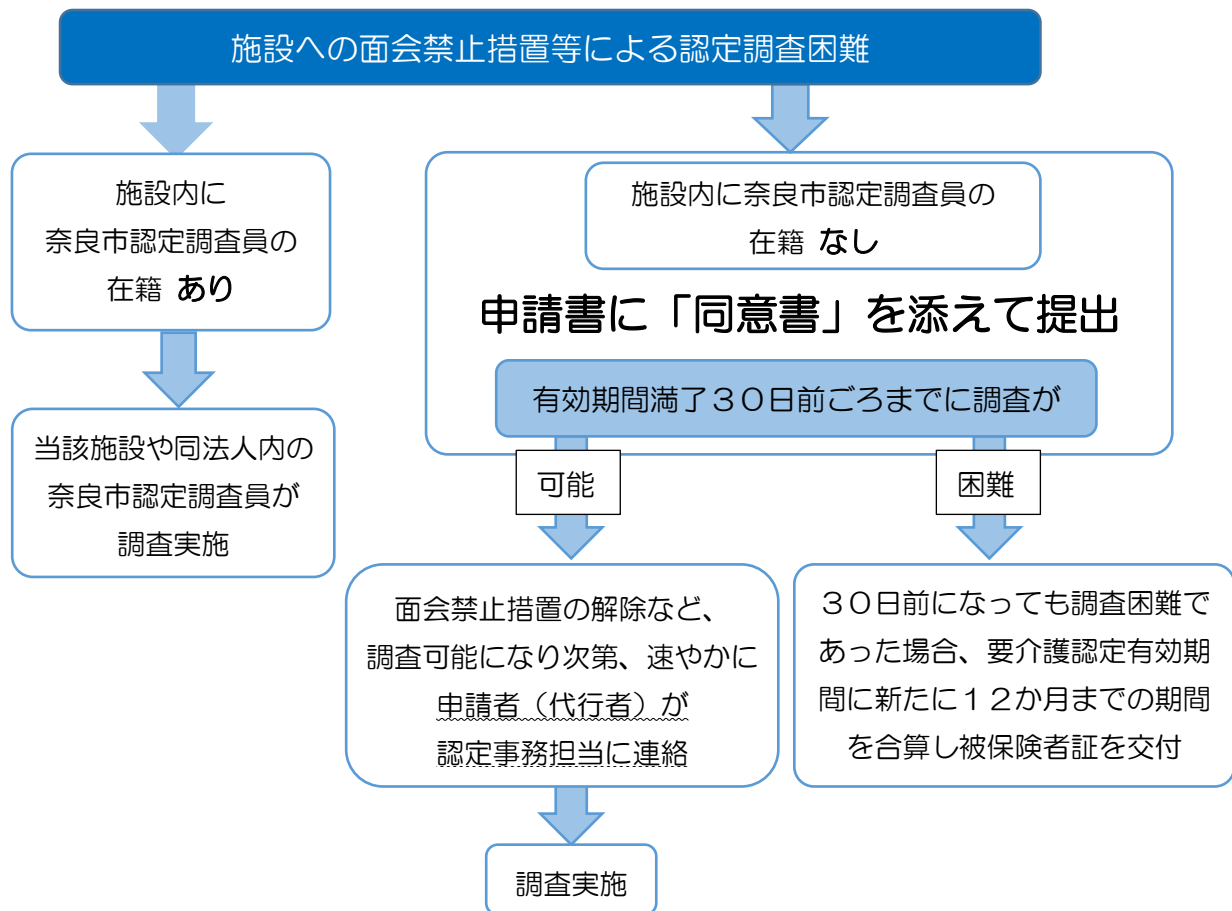
- ア. 被保険者本人が入所または入院している介護保険施設や医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の対応のため、入所者などとの面会を禁止する等の措置がとられ、**当該被保険者への認定調査が困難な状況**、もしくは上記以外の被保険者で感染拡大防止を図る観点から面会が困難な状況であること。
- イ. 要介護認定等申請の申請種別が、**更新申請**であること。（更新期間中の者に限る。）

上記の要件を満たし、下記フロー図の条件が合う本市の介護保険被保険者について、当該被保険者の要介護認定・要支援認定の有効期間に新たに12か月まで期間を合算（延長）し、被保険者証を交付します。

(1) 調査訪問先が在宅(施設以外)の場合



(2) 調査訪問先が施設等の場合



※ ご家族等の立会いは基本的には不要とし、被保険者の日頃の状況を知る施設職員の立会いをお願いします。

また、ご家族へ「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」の説明を行っていただき、理解を求めてくださいますようお願いいたします。